

令和 6 年 6 月 14 日現在

機関番号：34426

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2021～2023

課題番号：21K01120

研究課題名（和文）道徳的原理に訴える法解釈方法論の研究 新オリジナリズムをめぐる議論との対比から

研究課題名（英文）A Study of Legal Interpretation Appealing to Moral Principles: In Contrast with the Debate on New Originalism

研究代表者

早川 のぞみ (Hayakawa, Nozomi)

桃山学院大学・法学部・准教授

研究者番号：50531852

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 1,700,000円

研究成果の概要（和文）：本研究の目的は、法とは個人の権利や正義といった道徳的原理の実現であるとする道徳的解釈論の意義と可能性について解明することにある。本研究では、一つに、近時英米圏で注目されるR.アレクシーを中心とした原理に訴える道徳的解釈論の議論展開を紹介・検討した。もう一つに、アメリカ合衆国ないにおける最近のオリジナリズムをめぐる議論を取り上げた。オリジナリズムは、法とはルールであり、法解釈とは制憲者意思の解明であるとする解釈論を提唱するが、これは、R.ドゥオーキンの道徳的な解釈論とは対立的な立場をとる。かかる二つの対立的な法解釈論を比較して、それらの理論的・実践的な特徴と違いを考察した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

法を如何に解釈すべきかをめぐり、2023年にアメリカ合衆国連邦最高裁判所は、女性の中絶の自由は憲法上の権利であるとする先例を大きく判例変更した。そこでは、憲法という法を如何に解釈すべきかに関して、裁判官の個々の政治的イデオロギーとは別に、それぞれの法理論・法解釈論上の立場の違いがあるというのが、本研究の基本的な視座であり、その一端を理論的に解明することができた。法解釈の在り方は、国内においても、例えば同性婚訴訟といった法解釈が分かれる困難な事例で直面する問題であり、本研究は、かかる法的問題の解明へ向けた理論的な視座の一つを提示できる点にその意義があると考えている。

研究成果の概要（英文）：This research focuses on the correct method of legal interpretation. It elucidates the significance of moral interpretation, which holds that law is the realization of principles such as individual rights and justice.

This study consists of two parts. The first part examines the development of moral interpretation that appeals to principles, centering on R. Alexy's theory, which has recently attracted the Anglo-American legal district. Second, I focus on the current movements on "Originalism" in the United States. Originalism holds that the Constitution is like a definitive rule established by the Framers, and that the understanding of the Constitution is to elucidate the Framers' will. Therefore, Originalism is in the opposite position of Dworkin, who sees law and morality as inherently related and insists Moral Reading of the Constitution.

Seeking through these opposite theories of legal interpretation, I analyze and discuss their theoretical differences.

研究分野：法理学

キーワード：法解釈方法論 道徳的解釈論 オリジナリズム ドゥオーキン アレクシー スカリア

1. 研究開始当初の背景

本研究計画調書を作成した当初、アメリカ合衆国連邦最高裁判所（以下、連邦最高裁）裁判官として、オリジナリストとされる A.C.バレット氏が新たに任命され、「これにより連邦最高裁のイデオロギーの構成は大きく変化し、中絶の自由を憲法上の権利と認めた 1973 年の Roe 判決などが見直されるといった見方がある」と調書の中で言及した。この見方は現実化し、2022 年に、連邦最高裁は、Dobbs v. Jackson Women ' s Health Organization (597 U.S. ____ (2022)) において、女性の中絶の自由を憲法上の権利ではないとして 1973 年の Roe v. Wade (410 U.S. 113 (1973)) の判例変更を行った。Dobbs 判決の憲法上の主要な争点は、制憲当時に憲法に実定化されていない自由は憲法の基本的人権として解釈され得るのか、また、その法的な理由付けをいかに理論的に説明できるのかという問題がある。裁判官や法学者による憲法解釈は大きく異なっているが、個々の政治的なイデオロギーとは別に、「法を如何に解釈すべきか」に関して異なる法解釈論上の立場をそれぞれ有している。日本国内においても、例えば同性婚訴訟といった法解釈が分かれる困難な事例で直面しており、現実の法実務に当て嵌め得るような法解釈の方法に関する法理を考究する必要性が高まっている。

2. 研究の目的

本研究の目的は、法解釈の方法に関する理論の中でも、法に内在する道徳的な原理に訴えることによって正しい解釈を導き出そうとする道徳的解釈論の理論的な意義や課題を明らかにすることにある。

法の具体的な内容が曖昧であったり法に欠缺がある場合に、裁判官は法を如何に解釈すべきかという法解釈の根本問題に関して、R.ドゥオーキンや R.アレクシーは、法とは個人の権利や正義といった道徳的原理であり、法解釈とは、かかる道徳的原理の実現であると理解する。アレクシーの『基本権理論』が 2002 年に英訳されて以降、英米法圏において基本権を原理と捉えて、基本権解釈の問題をかかる原理衡量により実現されると捉える道徳的な解釈論の可能性が議論されている。

その一方で、アメリカ合衆国では、法とは立法者が定めた確定的なルールのようなものであって、法解釈とは立法者意思の解明であるとする方法論的な立場がある。この立場を採る代表的な論者である元連邦最高裁判所裁判官の A. スカリアは、憲法の解釈とは制憲者意思についての歴史的な解明であるとする「オリジナリズム」を提唱した。近時、かかる立法者や制憲者意思を重視する法解釈の方法論の意義を見直そうとする動きも活発に展開されている。

以上のような対立的な法解釈の方法論に関する近時の議論状況を網羅的に検討し、道徳的な原理に訴える法解釈方法論の理論的な意義や課題を明らかにする。

3. 研究の方法

本研究の方法は大きく二つの部分から成り立つ。一つに、アレクシーの理論を中心に、法解釈を道徳的な原理の実現であるとする道徳的な解釈論をめぐる近時の議論を検討した。もう一つに、憲法解釈において制憲者意思を重視する「オリジナリズム」をめぐる諸議論に焦点を当てて、それらの諸議論を整理・検討した。以上を踏まえて、これらを総括的に比較・考察する。

まず、一つ目に、近時、アレクシーを中心とした道徳的な原理に訴える法解釈論の研究を行った。アレクシーの原理理論は、司法審査における「比例原則」論と結びつく仕方で、アメリカ合衆国やカナダを含む英米圏、また、欧州人権裁判所に係る法領域で、数々の議論が展開されている。(これについては、酒匂一郎『アレクシーの基本権論と比例性分析論』法政研究 88 巻 1 号 264-222 頁(2021 年)でも検討されている。)そこで、かかるアレクシーの基本権理論をめぐる諸議論を手掛かりに、その議論動向を整理・分析した。

二つ目に、近年のアメリカ合衆国で展開されている制憲者意思を重視する法解釈の方法論である「オリジナリズム」の新たな議論動向について研究した。オリジナリズムとは、憲法とは制憲者が定めた確定的なルールのようなものであって、憲法の解釈とは制憲者意思の解明であるとする。近時展開される議論の中には、かかるオリジナリズムの意義を再確認し、これを理論的に発展させようとする議論が数多く提唱されている。そこで注目されるいくつかの議論を取り上げて、それらの特徴を分析した。

以上の研究を踏まえて、道徳的解釈論とオリジナリズムをめぐる諸議論を総括的に比較・検討した上で、近時の憲法解釈の方法論の分布を整理し、その中で道徳的原理に訴える法解釈論の意義と可能性を考察した。

4. 研究成果

以上の研究目的および研究方法に基づいて、本研究では、以下のことを明らかにした。

(1) アレクシーの原理に訴える道徳的解釈論についての研究

アレクシーは、基本権を原理と捉えて、基本権解釈の問題を、終局的に、原理衡量による正当化の問題であるとする（これは「原理理論」と呼ばれる）。かかる原理理論は、憲法とは制憲時に固定化されたルールであり、憲法の権利とは、憲法によって限定的に画定された利益（表現、宗教、生命、拷問からの自由等）だけを保護するという、基本権を規約であるとする見方を退ける点に、その特徴がある。

このアレクシーの原理理論を継受して発展しようとする近時の議論には、大きく二つの方向性がある。すなわち、一方では、ルールと原理の規範的性質の違いや原理衡量の合理性を、規範的・論理的な側面から、より精密に理論化しようとする試みがある。こうした試みとしては、例えば M.クラットと M.マイスターの議論などがある。もう一方では、原理理論の道徳的・実体的な側面から、原理に訴える権利主張の実体的な正当性を理論づけようとする試みがある。後者の方向性から、例えば K.メラは、個人の権利に実体的な重みを与えるドゥオーキンの議論が、原理間の衡量による正当化の理論と融合し得るといい、このように理解することによって、アレクシーの原理理論の形式的な側面を、より実体的・道徳的に正当化することが可能となるとする（Kai Möller, “Beyond Reasonableness: The Dignitarian Structure of Human and Constitutional Rights” 34 Can. J.L. & Juris. 341 (2021), 343）。このように、アレクシーの原理理論の形式性という課題に対して、規範的・論理的側面および実体的側面から、克服しようとする諸議論が提示されている。

以上の研究については、2023年7月に法理学研究会7月例会で口頭報告した。今後、その内容をさらに精査した上で、研究論文として発表する予定である。

(2) オリジナリズムをめぐる最近の諸議論についての研究

オリジナリストとして著名なスカリアは、憲法には「固定化された意味があり」、憲法解釈の目的とは、制憲時に制定された制憲者たちの定めた「オリジナルな意味」を解明することであると主張した。憲法解釈の問題を制憲当時の制憲者意思の解明であるとするオリジナリズムの解釈論は、憲法をより動態的に捉える「生ける憲法主義」と対立的な立場にある。この点、法と道徳を本来的に関連し得るものと捉えて、憲法を道徳的な原理の実現であると理解するドゥオーキンの道徳的読解論は、後者の「生ける憲法主義」の一つとして位置付けられている。

オリジナリズムに対しては、社会状況や価値観の変化に対応して連邦最高裁が採ってきた憲法解釈の変遷を説明出来ない指摘されている。かかる社会の変化に対応した憲法の可変性とは如何にあるべきかという問題関心から、近時オリジナリズムの中には、スカリアのように憲法全体が制憲時に固定化された意味によって網羅されており、その不確定性は稀ないし存在しないとするハードなオリジナリズムだけでなく、L.B.ソラムのように憲法の不確かな領域を認めるよりソフトなオリジナリズムが展開されている。さらに、最近では、オリジナリズムと「生ける憲法主義」の両方の特徴を融合させる解釈方法論として、J.M.バルキンの「生けるオリジナリズム」や、W.ポウドと S.E.サックスの「オリジナルな法 オリジナリズム」が提唱されている。とはいえ、これらの二つの解釈方法論は、憲法が主権者である制憲者の民主的合意である事に、その権威的制定性を基礎づけており、法の妥当根拠を法実証主義的な権威的制定性のみ依拠するオリジナリズムとは、法の本質と根拠の捉え方において、根本的に異なっていると解される。

以上のようなアメリカ合衆国におけるオリジナリズムをめぐる最近の議論動向については、2022年度日本法哲学会学術大会シンポジウム「現代法実証主義」において報告し、研究論文として発表した（『法哲学年報〔2022年〕』〔有斐閣、2023年〕67-81頁）。

以上の二つの研究を踏まえて、道徳的解釈論と新たなオリジナリズムをめぐる議論を総括的に比較し、基本権を原理として捉える道徳的な解釈論が、制憲時に見過ごされながらそれ以降に認識されるに至った人権や自由に対して、その憲法上の権利保障を正当化し得る理論を提示する点に、その理論的な意義があると考察した。それらの研究成果については国際会議 The 2nd IVR Japan (16-18 September) で報告した。

(3) 本研究の意義、および、今後の課題

冒頭で取り上げたように、中絶の自由は憲法の権利として含まれるかという憲法解釈の問題をめぐり、2023年にアメリカ合衆国連邦最高裁は過去の先例で示された解釈を大きく変更した。

そこでは、憲法という法を如何に解釈すべきかに関して、個々の政治的イデオロギーとは別に、個々の憲法理論および法理論、法解釈論における根本的な理論的立場の違いがあることを示した。昨今、日本国内においても、例えば一連の同性婚訴訟において個々の裁判所で示される解釈が分かれるような困難な事例に直面している。本研究は、かかる法的問題の解明へ向けた理論的な視座の一つを提示できる点にその意義があると考えている。

その一方で、課題も明らかになった。法を道徳的な原理として捉える道徳的解釈論は、法を普遍的な人権を中心に捉える事によって、個人の道徳的権利を実現する理論を提唱する。これは、立法時において見過ごされながらそれ以降に認識されるに至った新たに主張される個人の自由に対して、その法的権利保障の可能性を真剣に考察し、実現し得る理論としての強みがある。しかし、その一方で、社会の歴史と伝統によって形作られて繰り返し主張されてきた公共的な価値（例えば「伝統的な家族」観）が、新たに主張される個人の権利と衝突する場合がある。いわゆる同性婚訴訟は、そうした具体的な事例の一つである。諸外国における婚姻の自由をめぐる議論には、同性婚からより多様な婚姻を求める動きもある。例えば、近親婚を求めてドイツが訴えられた裁判事例（*Stübing v Germany*, 55 Eur. Ct. H.R. 24 (2012)）がある。個人の権利が公共的な価値と衝突する場面において、個人の権利主張がどこまで認められ得るのか。かかる道徳的な原理の実体的正当性はどのように理論づけられ得るのかが、さらなる研究課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計1件（うち査読付論文 0件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 0件）

1. 著者名 早川のぞみ	4. 巻 2022
2. 論文標題 アメリカ合衆国におけるオリジナリズムをめぐる新たな議論展開に関する一考察：法実証主義と非法実証主義の視座から	5. 発行年 2023年
3. 雑誌名 法哲学年報	6. 最初と最後の頁 67-81
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計3件（うち招待講演 1件 / うち国際学会 1件）

1. 発表者名 早川のぞみ
2. 発表標題 原理理論における比例原則の実体的正当性に関する議論動向：K. Moellerの議論を中心に
3. 学会等名 法理学研究会（7月例会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 早川のぞみ
2. 発表標題 Recent Debates Over Originalism and Moral Reading
3. 学会等名 The 2nd IVR Japan, 16-18 September（国際学会）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 早川のぞみ
2. 発表標題 アメリカ合衆国におけるオリジナリズムをめぐる新たな議論展開に関する一考察：法実証主義と非法実証主義の視座から
3. 学会等名 2022年度日本法哲学学会学術大会・統一テーマ「現代法実証主義」（招待講演）
4. 発表年 2022年

〔図書〕 計0件

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
--	---------------------------	-----------------------	----

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関
---------	---------